

資料-1	平成30年7月4日
木津川市廃棄物減量等推進審議会	

## 木津川市廃棄物減量等推進審議会の関連例規について

### 木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(抜粋)

(平成19年3月12日条例第145号)

(廃棄物減量等推進審議会)

**第9条** 一般廃棄物の減量に関する事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、審議するため、法第5条の7第1項の規定に基づき、木津川市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置くことができる。

(審議会の組織)

**第10条** 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

**第11条** 委員は、学識経験を有する者その他市長が適當と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員は、第9条の諮問に係る審議が終了したとき、解嘱されるものとする。

### 木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則(抜粋)

(平成19年3月12日規則第98号)

(審議内容)

**第6条** 木津川市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申するものとする。

- (1) 一般廃棄物の減量に関する事項
- (2) 一般廃棄物の適正処理に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(会長及び副会長)

**第7条** 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の運営)

**第8条** 審議会の開催は、会長が招集し、会長がその議長になる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席があれば開催することができる。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるとときは、委員以外の者に対して意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

**第9条** 審議会は、特別の事項を調査し、審議させるために必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 会長が指名する委員
- (2) 当該特別の事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱する者

3 部会ごとに部会長を置く。

4 部会長は、会長が指名する。

5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

(庶務)

**第10条** 審議会の庶務は、一般廃棄物担当課において処理する。